

吹田市水道部公告第36号

浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年6月23日

吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務
- 2 業務場所 吹田市南吹田3丁目3番60号ほか
- 3 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
(ただし、運転管理業務は令和8年10月1日17:15～令和11年10月1日9:15とする。)
* 契約締結後、令和8年9月末までは業務引継ぎ期間とする。
- 4 業務概要 水道施設の運転管理業務及び保全管理業務である。
 - (1) 運転管理業務
 - ア 運転監視操作業務
 - イ 水質監視業務
 - ウ その他関連業務
 - (2) 保全管理業務
 - ア 保守点検業務
 - (3) 関連業務
 - ア 清掃業務
- 5 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
落札者は、次の(1)～(4)に掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約の保証を付さなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る
保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「施設管理」を参
加希望業種としている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受け
ていないこと。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団
排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲
げる措置要件にも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者につ
いては、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 共同企業体による参加者でないこと。
- (7) 日本国内において、薬品凝集沈殿・急速ろ過方式で処理能力 20,000 m³/日以上の上水
道浄水施設（排水処理業務のみは除く。）を、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表
第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）から、平成
28年度以降に継続して3年以上、元請として受託した実績を有すること。共同企業体によ
る場合は、代表としてのものに限る（この場合の実績値の算定は、受託実績に出資割合
を乗じたものとする。）。
- (8) 本業務を総括する本社・支店又は営業所（商業登録済）が大阪府内にあること。
- (9) 次に掲げる従事者を直接雇用し専任で配置できること。
 - ア 総括責任者（次の全てを満たすこと。）
 - 原則、水道部開庁中は常駐しなければならない。
 - (ア) 水道技術管理者の資格を有すること。
 - (イ) 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること。
 - (ウ) 学校教育法に基づく高等学校以上の課程を修めて卒業した者で、水処理、電気、
機械などに関する基礎知識を有し、国内の処理能力 20,000 m³/日以上浄水所（高
度浄水処理（オゾン処理＋粒状活性炭処理）方式）における浄水処理運転管理業務
（排水処理業務のみは除く。）の実務経験を5年以上有すること。
 - イ 業務責任者（次の全てを満たすこと。）
 - 運転管理業務1勤務1名以上配置しなければならない。
 - (ア) 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有すること。
 - (イ) 学校教育法に基づく高等学校以上の課程を修めて卒業した者で、水処理、電気、機
械などに関する基礎知識を有し、国内の処理能力 20,000 m³/日以上浄水所（凝
集沈でんろ過方式）における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の

実務経験を3年以上有すること。

ウ 業務従事者（次の全てを満たすこと。）

（ア）水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有すること。

（イ）学校教育法に基づく高等学校以上の課程を修めて卒業した者で、水処理、電気、機械などに関する基礎知識を有し、国内の浄水所（凝集沈でんろ過方式）における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の実務経験を1年以上有すること。

（10）上記（9）アからウの従事者において、以下の資格を有する者を1名以上配置すること。

ア 電気主任技術者（第三種以上）

イ 電気工事士（第二種以上）

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ 危険物取扱者（甲種又は乙4類）

オ 特定化学物質等作業主任者

カ 地下水を水源とした浄水処理能力が5,000 m³/日以上浄水所における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の実務経験3年以上を有すること。

キ その他、本業務に必要な資格

（11）ISO9001とISO14001の両方の認証を取得していること。

8 入札参加資格確認申請手続

（1）本入札の参加希望者は、（2）に定めるところに従い、以下に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 資料

（ア）7入札参加資格の（7）の要件を満たす実績報告書及び水処理運転（維持）管理実績書（契約書の写しを添付すること。）（様式2、3）

※ 受託実績が共同企業体によるものである場合は、自らが代表者であること及び出資比率を確認できる書類（協定書等）の写しを添付すること。

（イ）7入札参加資格の（9）アの要件を満たす予定する総括責任者の資格等がわかる書類（様式4）

（ウ）7入札参加資格の（11）の要件を満たすISOの認証取得を示す登録証の写し

（2）申請書等の提出

ア 提出期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月8日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出先

（郵送の場合）〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ（住所の記載は不要）

（持参の場合）吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

（電子メールの場合）sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書等の取得方法

吹田市のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>物品・修繕・委託業務等>2026年度一般競争入札（物品・修繕・委託業務等）一覧（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された申請書等は、返却しない。

（ウ）申請書等は持参、電子メール（送信後は電話により到着確認を行うこと）又は郵送（配達記録が残るものに限る。）で（2）アに記載する期間内に必着のこと。

（3）入札参加資格の確認の結果は、令和8年7月15日（水）17時までに、申請者へメールにより通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

この時まで、通知がない場合は「23 問い合わせ先」まで電話にて問い合わせること。

（4）期限までに申請書等を提出しない者又は本市水道部が入札参加資格なしと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 現場説明会

現場説明会は開催しない。

10 質疑及び回答

（1）質疑受付期間

令和8年6月23日（火）から6月30日（火）午後3時までとし、電子メールにより受け付ける。

質疑書の様式（様式5）はホームページからダウンロードし、件名を「質疑 浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務」とし「23 問い合わせ先」のメールアドレスへ送信のこと。

（2）回答期日

令和8年7月6日（月）までに、ホームページに公開する。質疑がなかった場合は、「質疑なし」として公開する。

11 入札日時及び入札場所

入札日時 令和8年7月22日（水） 午前10時30分

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状（様式7）、入札書（様式8）については、ホームページからダウンロードし使用すること。

12 入札方法

（1）郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

（2）入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

（3）再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13 入札の辞退

入札参加資格確認申請書(様式1)を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届(様式6)を提出するものとする。入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

14 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市水道部により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「7 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (5) 落札者は本案件に係る内訳書を提出すること。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式9)を提出すること。

18 落札決定の取消し

- (1) 本市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

- ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、本市水道部は一切の責めを負わないものとする。

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

21 契約予定日 令和8年8月3日(月)

22 その他

- (1) 落札者となった場合、受託者の負担において、配置予定従事者に、契約後速やかに本件業務の研修を履行場所にて受けさせ、令和8年9月末日までに引継等を完了させること。また、業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。よって、本市水道部は、準備業務に係る費用を別に支払わないものとする。
- (2) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (3) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、吹田市のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>水道部緊急連絡事項に提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

23 問い合わせ先

吹田市水道部企画室経理グループ(水道部本館3階)

住所 〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

電話 (06) 6384-1253(直通)

FAX (06) 6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp